

## 特集 諸外国における人身取引に関する立法動向

### 序

平野 美恵子

人身取引は、洋の東西を問わず古くからさまざまな形態をとって行われてきた。金銭の收受と引換えに人を終生、他人の支配の下に隷属させる奴隷売買にその典型を見ることができるが、わが国の江戸時代における年季奉公も、人身取引の一形態であるといわれている。現代においては、前借金や違約金等によって人を拘束する債務奴隷の形態がとられることが多い。

1990年代に入ると、冷戦構造の崩壊や経済のグローバル化などに伴い、国際的な人身取引の被害者が増加し、またその頃から、資金洗浄や違法麻薬取引との関連性が指摘されはじめた。現在では、人身取引は犯罪組織や一部のテロリスト集団に莫大な収益をもたらす国際組織犯罪として位置付けられている。

こうした犯罪情勢の変化に対応して、人身取引の防止と撲滅、被害者の保護と援助、そして国家間の協力を促進するための国際協定として、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(以下「人身取引議定書」という。)が、2003年12月25日に発効した。2004年4月20日現在、人身取引議定書の署名国は117か国にのぼるが、締約国は52か国にとどまる。わが国もこれに署名したが、まだ批准はしていない。

各国が国際的な人身取引への対応を検討し、実施するうえで、被害の実態把握が不可欠である。しかし、現在のところ各国政府やNGOが発表する被害者推定数の間にしばしば大きな開きが見られる。本格的な調査の実施と公的統計の整備等が、今後の重要な課題である。

そうした状況のなかで、米国国務省は、2000

年から毎年一回、人身取引被害者が年間100人を超える国を対象に調査を行い、人身取引対策の進捗状況を三段階の格付けで評価した人身取引報告書を発表してきた。この評価が、特に低い段階に格付けされた国々に衝撃を与え、人身取引対策に積極的に取り組ませるといった効果を生んでいる。

この特集は、昨年末に人身取引議定書が発効したことを考慮し、わが国における人身取引の論議に参考となる諸外国の対策に関する情報を法制度を中心に提供するものとして企画した。

まず総論において、20世紀初頭から議定書の制定に至る人身取引関係の国際条約の変遷を紹介するとともに、人権保護団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) の報告書と米国国務省の人身取引報告書による批判と提言をとおして、わが国の法整備の現状と問題点を整理する。

次に各論において、米国、カナダ、欧州連合、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国、タイ、フィリピン、オーストラリアを取り上げる。これらのうち、人身取引議定書の締約国は、カナダ、フランス、フィリピンの3か国であり、フランスとフィリピンは、同議定書の批准後に法整備を行っている。そのほかの国は、中国を除き、すべて人身取引議定書の署名国である。なお、欧州連合は、地域的な経済統合体として、これに署名している。

現在のところ、被害者の保護まで含めた人身取引に関する包括的な法律は、フィリピンと米国の2か国で制定されているに過ぎず、その他の国では、いくつかの個別法令を適用している。

各国における立法動向を概観すると、人身取

引の加害者に対する制裁の厳罰化が顕著である。また人身取引の被害者を犯罪者または不法移民として罰するのではなく、保護し、援助するための立法措置をとる国が増えつつある。さらに、米国、欧州連合、タイ、オーストラリアなどを中心に、人身取引対策の一環として国際協力が積極的に推進されている。

各論で取上げた国の対策には、それぞれ次のような特徴が見られる。

#### <北米>

米国は、人身取引に関する包括的な連邦法を制定し、国内のみならず対外的にも積極的な取り組みを行っている。

カナダは、議定書の批准に先立ち、25年ぶりに移民難民保護法を改正して、人身取引に関する規定を盛り込んだ。

#### <欧州>

欧州連合では、各加盟国が遵守すべき必要最低限の規則として枠組決定が採択され、各加盟国による国内法の整備が2004年8月1日までに完了する予定である。イギリス、フランス、ドイツにおける次の法改正作業に、この枠組決定が反映されている。

イギリスでは、性的搾取に関する「2003年性犯罪法」が制定され、現在は労働搾取に関する「庇護及び移住法案」が審議されている。

フランスでは、人身取引議定書の批准後に、「国内治安のための法律」が制定されて、刑法典に人身取引に関する規定が設けられた。

ドイツでは、従来から法整備が進んでいたこともあり、最近の法改正は、刑法典の児童取引処罰規定にとどまる。

ロシアは、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。刑法典の改正に伴い、人身取引関係の規定の改正を行い、現在は、人身取引犯罪を予防し、訴追し、被害者を保護するための法案が審議されている。

#### <アジア>

中国は、人身取引被害者の目的地国であるとともに、主要な出身国の一つである。1994年に施行された国際的な人身取引を取り締まる法律に基づき独自の取り組みを行っている。

韓国は、人身取引被害者の目的地国であるとともに、通過国、出身国でもある。米国国務省の人身取引報告書で、当初、もっとも評価の低い第3層に位置付けられたが、その後、性売買実態調査、広報活動などの取り組みを積極的に展開した結果、現在では、もっとも評価の高い第1層に格付けされている。

タイは、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。「1997年人身取引法」を中心に、被害者の保護・援助を含めた取り組みがなされ、さらに地域的・国際的な取り組みについても、積極的に行っている。

フィリピンは、人身取引被害者の主要な出身国の一つである。議定書を批准した後、人身取引に関する包括的な法律を制定した。

#### <大洋州>

オーストラリアは、人身取引被害者が100名に満たないという理由から米国国務省の人身取引報告書に取上げられていないが、人身取引被害者の目的地国として、周辺諸国と協力して包括的な取り組みを行っている。なお、各論には参考として、オーストラリアと密接な関係を有し、同じ法系の国であるニュージーランドの刑法における人身取引関係の規定の翻訳を付する。

この特集を執筆するに当たって、参照した法律、資料、記事、データその他の情報は、原則として2004年2月末までのものを使用した。その直後に、韓国では、「性売買斡旋等の行為の処罰に関する法律」と「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」が成立し、ドイツなどにも若干の動きが認められる。これらについては、改めて本誌で紹介していきたい。

(ひらの みえこ・専門調査員)